　　　海老名市住宅断熱改修促進事業補助金交付要綱

　（趣旨）

第１条　この要綱は、本市の区域内に存する住宅の断熱性能等を高める改修工事を行う者を対象に、その費用の一部を補助することにより、市民の居住環境の向上による定住促進及び居住者の健康寿命の延伸並びに住宅の省エネルギー（以下「省エネ」という。）性能を向上させることを目的とし、市が予算の範囲内において補助金を交付することについて、海老名市補助金等の交付に関する規則（昭和58年規則第12号）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

　（定義）

第２条　この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

　(１)　住宅　自己の居住に供する市内に存する戸建住宅及び長屋住宅（住宅の用に供する部分の床面積が延べ面積の２分の１以上の併用住宅を含む。）で、かつ、違法建築でないものをいう。

(２)　施工業者等　海老名市住宅断熱改修促進事業取扱事業者として認定された法人又は個人事業者をいう。

　(３)　省エネ基準　建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律（平成27年法律第53号。）第２条第１項第３号に規定する建築物エネルギー消費性能基準をいう。

　(４)　ZEH水準　強化外皮基準（住宅の品質確保の促進等に関する法律（平成11年法律第81号）第３条の２第１項に規定する評価方法基準における断熱等性能等級５以上の基準（結露の発生を防止する対策に関する基準を除く。））を満たし、かつ一次エネルギー消費量等級６の基準を満たす省エネ性能の水準をいう。

　(５)　省エネ改修　省エネ基準又はZEH水準の省エネ性能を確保するための開口部、躯体等の断熱化に係る工事及び設備の効率化に係る工事をいう。

　(６)　省エネ基準の仕様基準　住宅部分の外壁、窓等を通しての熱の損失防止に関する基準及び一次エネルギー消費量に関する基準（平成28年国土交通省告示第266号）の「１ 外壁、窓等を通しての熱の損失の防止に関する基準」を満たす仕様をいう。

　(７)　ZEH水準の仕様基準　住宅部分の外壁、窓等を通しての熱の損失防止に関する誘導基準及び一次エネルギー消費量に関する誘導基準（令和４年国土交通省告示第1106号）の「１ 外壁、窓等を通しての熱の損失の防止に関する基準」を満たす仕様をいう。

　(８)　JIS　産業標準化法（昭和24年法律第185号）第20条第１項の日本産業規格をいう。

（補助対象）

第３条　補助金の交付対象事業（以下「対象事業」という。）は、別表第１に定める改修工事を、施工業者等に発注して行うものであって、複数の開閉可能な開口部の改修を含むもの。ただし、現に省エネ基準を満たしている住宅の部分改修にあっては、ZEH水準を満たすよう改修を行うものに限る。

２　改修を行う住宅は次の各号のいずれにも該当するものとする。

　(１)　現にZEH水準を満たしていないもの

　(２)　昭和56年５月31日以前に着工した住宅の場合は、建築物の耐震改修の促進に関する法律（平成７年法律第123号）第４条第１項の規定に基づく建築物の耐震診断及び耐震改修の促進を図るための基本的な方針（平成18年国土交通省告示第184号）別添建築物の耐震診断及び耐震改修の実施について技術上の指針となるべき事項に照らした耐震診断（国土交通大臣が同等と認めた方法を含む。）により構造安全性が確かめられたもの又は現行の耐震基準に適合させる改修工事がされたもの（補助事業完了までに改修工事がされるものを含む。）

３　対象事業は、第９条の規定による補助金の交付決定後に契約を締結し、着手するものとする。

（補助対象者）

第４条　補助の対象となる者（以下「補助対象者」という。）は、次の各号に定める要件をすべて満たす者とする。

　(１)　住宅の所有者であること。ただし、共有名義の住宅の場合にあっては、共有者のうち代表となる者１名のみを補助対象者とし、本補助金の手続について、補助対象者以外の共有者全員の承諾を得ていること。

　(２)　申請日において、継続して１年以上住宅に居住し、改修工事の完了後、引き続き居住すること。ただし、単身赴任等の理由で住宅に居住することが困難な場合にあっては、市長が審査の上、対象の可否を決定する。

　(３)　住宅に居住する者全員が市民税、固定資産税、都市計画税、軽自動車税及び国民健康保険税の滞納がないこと。

(４)　住宅に居住する者全員が海老名市暴力団排除条例（平成22年条例第43号）第２条第２号に掲げる暴力団、同条第４号に掲げる暴力団員等又は同条第５号に掲げる暴力団経営支配法人等に該当する者でないもの

　(５)　過去にこの補助金又は海老名市住宅改修事業補助金の交付を受けたことのない者。

（補助対象事業費）

第５条　補助金の交付の対象となる経費（以下「補助対象事業費」という。）は、第３条第１項に掲げる対象事業に係る経費とする。ただし、別表第１にモデル工事費の定めがある場合は、モデル工事費を上限とする。

（補助金の額）

第６条　補助金の額は、補助対象事業費に別表第２に定める補助率を乗じて得た額又は補助上限額のいずれか低い額とする。ただし、補助金の額に1,000円未満の端数がある場合は、これを切り捨てる。

２　対象事業において、設備の効率化に係る工事における補助対象事業費の額が、開口部及び躯体等の断熱化に係る工事における補助対象事業費の額を超える場合は、設備の効率化に係る工事における補助対象事業費の額を、開口部及び躯体等の断熱化に係る工事における補助対象事業費の額と同額までを上限とし、補助金の額を算定する。

（募集）

第７条　市長は、補助金の交付を受けようとする補助対象者（以下「申請者」という。）を募集する期間を、年度の中で別に定めるものとする。

（交付申請）

第８条　申請者は、対象事業（併せて行う工事も含む）の着手予定日の40日前又は着手予定日の属する年度の12月28日（海老名市の休日を定める条例（平成元年条例第14号）第１条第１項に定める休日（以下「市の休日」という。）に該当する場合は、直前の市の休日でない日）のいずれか早い日までに、海老名市住宅断熱改修促進事業補助金交付申請書（第１号様式）に別表第３に定める書類を添えて、市長に提出しなければならない。

２　申請者は、前項に定める補助金の交付申請をやむを得ず取り下げる際には、前項の補助金交付申請書を市長が受領した日から起算して15日経過するより早い日までに、海老名市住宅断熱改修促進事業補助金交付申請取り下げ届出書（第２号様式）を市長に提出しなければならない。

３　前項の定めによる交付申請の取り下げがあったときは、当該申請に係る補助金の交付申請は、なかったものとみなす。

（交付決定等）

第９条　市長は、前条第１項に定める補助金の交付申請があったときは、その内容を審査し、必要に応じて申請者等に対し報告を求め、又は調査を行うものとする。

２　市長は、前項に定める審査の結果、補助金を交付することを決定したときは、海老名市住宅断熱改修促進事業補助金交付決定通知書（第３号様式）により、交付しないことを決定したときは、海老名市住宅断熱改修促進事業補助金不交付決定通知書（第４号様式）により、申請者に通知するものとする。

（権利譲渡の禁止）

第１０条　前条第２項に定める交付決定の通知を受けた者（以下「交付決定者」という。）は、補助金を受ける権利を第三者に譲渡し、又は担保に供してはならない。

（事業内容の変更等）

第１１条　交付決定者は、やむを得ず事業の内容を変更しようとするときは、海老名市住宅断熱改修促進事業補助金変更承認申請書（第５号様式）に第８条に定める書類のうち変更に係る書類を添えて市長に提出しなければならない。ただし、工事を行う部位の面積又は施工箇所等の変更であって、補助金の額の変更を伴わない軽微な変更の場合は、次条第１項に定める実績報告のときに当該変更に係る書類を提出するものとする。

２　市長は、前項の定めによる申請があったときは、その内容を審査し、適当と認めたときは、海老名市住宅断熱改修促進事業補助金変更承認通知書（第６号様式）により、不承認を決定したときは、海老名市住宅断熱改修促進事業補助金変更不承認通知書（第７号様式）により、交付決定者へ通知するものとする。

３　交付決定者は、事業を中止し、若しくは廃止しようとする場合又は交付申請を行った日の属する年度の２月末日（市の休日に該当する場合は、直前の休日でない日）までに事業が完了しない場合は、海老名市住宅断熱改修促進事業補助金補助事業中止（廃止）承認申請書（第８号様式）を市長に提出しなければならない。

４　市長は、前項の定めによる申請があったときは、その内容を審査し、適当と認めたときは、海老名市住宅断熱改修促進事業補助金補助事業中止（廃止）承認通知書（第９号様式）により補助対象者に通知するものとする。

（実績報告）

第１２条　交付決定者は、対象事業が完了したときは、海老名市住宅断熱改修促進事業補助金完了実績報告書（第10号様式）に、別表第４に定める書類を添えて、市長に提出しなければならない。

２　前項に定める実績報告は、事業の完了の日から起算して20日を経過した日又は補助金の交付決定を受けた日の属する年度の２月末日（市の休日に該当する場合は、直前の休日でない日）のいずれか早い日までに提出しなければならない。ただし、市長がやむを得ない事情があると認めるときは、提出期限を延長することができる。

（補助金の額の確定）

第１３条　市長は、前条に定める実績報告があったときは、その内容を審査し、補助事業の成果が適当であると認めるときは、交付する補助金の額を確定し、海老名市住宅断熱改修促進事業補助金確定通知書（第11号様式）により、交付決定者に通知するものとする。

（補助金の請求及び交付）

第１４条　前条に定める補助金確定通知書を受けた交付決定者は、海老名市住宅断熱改修促進事業補助金請求書（第12号様式）に別表５に定める書類を添えて、市長に補助金の交付を請求するものとする。

２　市長は、前項に定める請求があったときは、補助金を交付する。

（交付決定の取消し及び補助金の返還）

第１５条　市長は、交付決定者が、次の各号のいずれかに該当すると認めたときは、交付決定の全部又は一部を取り消すことができる。

(１)　偽りその他不正な手段により補助金の交付を受けたとき。

(２)　この要綱又は関係法令に違反したとき。

(３)　第９条に定める交付決定を受けた年度から１０年を経過せずに、次のいずれかに該当するとき。ただし、やむを得ない事情がある場合を除く。

　ア　住宅を譲渡し、貸付け又は取り壊したとき。

　イ　交付決定者が転居又は転出したとき。

２　市長は、前項に定める補助金の交付決定の取り消しをしたときは、海老名市住宅断熱改修促進事業補助金交付決定取消通知書（第13号様式）により通知するとともに、既に補助金が交付されているときは、期限を定めて、海老名市住宅断熱改修促進事業補助金返還請求書（第14号様式）によりその返還を命ずるものとする。

（検査等）

第１６条　市長は、この要綱による補助金の交付に関し必要があると認めるときは、交付決定者等に対し、報告を求め、又は検査し、若しくは調査することができる。

　（協力）

第１７条　補助対象者は、対象事業に関し、市長が必要な調査をするときには、これに協力しなければならない。

　（委任）

第１８条　市長は、補助事業に係る補助金の交付を実施するため、事務の一部を本市以外のものに委任することができる。

（補則）

第１９条　この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附　則

１　この要綱は、令和７年４月１日から施行する。

２　この要綱は、令和１０年３月３１日限り、その効力を失う。ただし、第１５条、第１６条及び第１７条の規定は、なおその効力を有する。

別表第１（第３条、第５条関係）

１　開口部の断熱化に係る改修工事

|  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- |
| 部 位 | 対象となる改修工事 | | | モデル工事費 | |
| 工事種別 | 工事規模 | | 省エネ基準 | ZEH水準 |
| 窓 | ガラス交換 | 大 | 1.4㎡以上 | 8.8万円/枚 | 11.2万円/枚 |
| 中 | 0.8㎡以上1.4㎡未満 | 6.4万円/枚 | 8.0万円/枚 |
| 小 | 0.1㎡以上0.8㎡未満 | 2.4万円/枚 | 3.2万円/枚 |
| 内窓設置及び交換 並びに外窓交換 | 大 | 2.8㎡以上 | 20.0万円/箇所 | 27.2万円/箇所 |
| 中 | 1.6㎡以上2.8㎡未満 | 16.0万円/箇所 | 21.6万円/箇所 |
| 小 | 0.2㎡以上1.6㎡未満 | 13.6万円/箇所 | 17.6万円/箇所 |
| ド ア | ドア交換 | 大 | 開戸：1.8㎡以上 | 29.6万円/箇所 | 39.2万円/箇所 |
| 引戸：3.0㎡以上 |
| 小 | 開戸：1.0㎡以上1.8㎡未満 | 25.6万円/箇所 | 34.4万円/箇所 |
| 引戸：1.0㎡以上3.0㎡未満 |

備考

１　工事規模は、次の各号に掲げる工事種別に応じ、それぞれ当該各号に掲げる寸法を基準とする。

(１)　ガラス交換　ガラスの寸法

(２)　内窓設置及び交換並びに外窓交換　内窓又は外窓のサッシ枠の枠外寸法

(３)　ドア交換　開戸又は引戸の戸枠の枠外寸法

２　省エネ基準の仕様は、次の各号のいずれかに該当するものとする。

　(１)　国土交通省所管の子育てエコホーム支援事業及び子育てグリーン住宅支援事業において開口部の改修（断熱等の機能を有するものに限る。）に型番登録されている建材であること。

　(２)　カタログ等により、省エネ基準の仕様基準への適合が確認できること。

３　ZEH水準の仕様は、次の各号のいずれかに該当するものとする。

　(１)　子育てエコホーム支援事業及び子育てグリーン住宅支援事業において開口部の改修（断熱等の機能を有するものに限る。）に型番登録されている建材で性能区分Ｂ以上であること。

　(２)　 カタログ等により、ZEH水準の仕様基準への適合が確認できること。

２　躯体等の断熱化に係る改修工事

|  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- |
| 部位 | 断熱材の区分 | 断熱材の熱伝導率 | モデル工事費 | |
| （W/m･K） | 省エネ基準 | ZEH水準 |
| 外壁 | Ａ～Ｃ | 0.052～0.035 | 14.9万円/㎥ | 20.1万円/㎥ |
| Ｄ～Ｆ | 0.034以下 | 22.4万円/㎥ | 30.2万円/㎥ |
| 屋根・天井 | Ａ～Ｃ | 0.052～0.035 | 5.3万円/㎥ | 7.2万円/㎥ |
| Ｄ～Ｆ | 0.034以下 | 9.1万円/㎥ | 12.3万円/㎥ |
| 床 | Ａ～Ｃ | 0.052～0.035 | 19.2万円/㎥ | 25.6万円/㎥ |
| Ｄ～Ｆ | 0.034以下 | 28.8万円/㎥ | 38.4万円/㎥ |

備考

１　省エネ基準の仕様は、次の各号のいずれかに該当する断熱材であって、厚さ等が省エネ基準の仕様基準に適合するものとする。

(１)　子育てエコホーム支援事業及び子育てグリーン住宅支援事業に登録されている建材であること。

　(２)　カタログ等により、省エネ基準の仕様基準への適合が確認できること。

２　ZEH水準の仕様は、次の各号のいずれかに該当する断熱材であって、厚さ等がZEH水準の仕様基準に適合するものとする。

　(１)　子育てエコホーム支援事業及び子育てグリーン住宅支援事業に登録されている建材であること。

　(２)　カタログ等により、ZEH水準の仕様基準への適合が確認できること。

３　設備の効率化に係る工事

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| 設備種別 | | 仕様（省エネ基準及びZEH水準） | モデル工事費 |
| 太陽熱利用システム | | 強制循環式のもので、JIS A4112:2020に規定する「太陽集熱器」の性能と同等以上の性能を有することが確認できること。（蓄熱槽がある場合は、JIS A4113:2021に規定する太陽蓄熱槽と同等以上の性能を有することが確認できること。） | 49.8万円/戸 |
|
|
|
| 高断熱浴槽 | | JIS A5532:2011に規定する「高断熱浴槽」と同等以上の性能を有すること。 | 41.6万円/戸 |
| 高 効 率 給 湯 器 | 電気ヒートポンプ給湯器 （エコキュート） | JIS C9220:2018に基づく年間給湯保温効率、又は年間給湯効率が3.0以上であること。 | 27.3万円/戸 |
|
| 潜熱回収型ガス給湯器 （エコジョーズ） | 給湯暖房機にあっては、給湯部熱効率が94％以上であること。給湯単能器、ふろ給湯器にあっては、モード熱効率が83.7％以上であること。 |
|
| 潜熱回収型石油給湯器 （エコフィール） | 油だき温水ボイラーにあっては、連続給湯効率が94％以上であること。石油給湯器の直圧式にあっては、モード熱効率が81.3％以上であること。石油給湯器の貯湯式にあっては、74.6％以上であること。 |
|
|
| ヒートポンプ・ガス瞬間式併用型給湯器  （ハイブリット給湯器） | 熱源設備は電気式ヒートポンプとガス補助熱源機を併用するシステムで貯湯タンクを持ち、年間給湯効率（JGKAS A705）が102％以上であること。 |
|
|
| 節湯水栓 | | JIS B2061:2017に規定する「節湯形」の水栓と同等以上の性能を有すること。 | 5.8万円/台 |

備考（ZEH水準に限る。）

１　高断熱浴槽の設置については、ハイブリット給湯器と併せて設置する場合又はエコキュート、エコジョーズ若しくはエコフィール及び節湯水栓（浴室シャワー水栓に限る。）と併せて設置する場合に限る。

２　エコキュート、エコジョーズ若しくはエコフィールを設置する場合は、節湯水栓（浴室シャワー水栓に限る。）及び高断熱浴槽と併せて設置する場合に限る。

３　節湯水栓（浴室シャワー水栓に限る。）を設置する場合は、エコキュート、エコジョーズ若しくはエコフィール及び高断熱浴槽と併せて設置する場合又はハイブリット給湯器と併せて設置する場合に限る。

別表第２（第６条関係）

|  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- |
| 対象事業 | | | 補助率 又は補助額 | 補助上限額 |
|
| 断熱改修 | 省エネ基準 | 開口部 | ５分の２ | 20万円/戸 |
| 躯体等 |
| 設備機器 | ５分の２ 又は  3万円/設備種別 |
|
| ZEH水準 | 開口部 | ５分の４ | 50万円/戸 |
| 躯体等 |
| 設備機器 | ５分の４ 又は  3万円/設備種別 |
|

備考

１　設備の効率化に係る工事により設置する設備機器（太陽熱利用システム、高断熱浴槽、高効率給湯器、節湯水栓）については、１設備種別あたり３万円を上限（最大12万円）とする。

別表第３（第８条関係）

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| № | 第１号様式添付書類の名称等 | 特記事項 |
| １ | 第１号様式（別紙１）海老名市住宅断熱改修促進事業補助金交付申請書に係るチェックリスト |  |
| ２ | 第１号様式（別紙２）補助対象事業費の内訳書 | 省エネ基準相当の場合 |
| ３ | 第１号様式（別紙３）補助対象事業費の内訳書 | ZEH水準相当の場合 |
| ４ | 第１号様式（別紙４）現況写真  　１　工事着手前の外観写真  　２　工事着手前の施工箇所の写真 | 申請日の３か月以内に撮影した写真（施工箇所ごとに撮影する。） |
| ５ | 建材、設備等の内訳、仕様等が確認できる書類  参考様式１　仕様確認書 | 製品のカタログ等を添付すること |
| ６ | 改修室、改修部位、補助対象建材及び設備等を表示した図面 | No.５の書類の内容と対応させること |
| ７ | 住宅の位置図 |  |
| ８ | 住宅に係る不動産登記事項証明書の写し | 申請日の３か月以内に発行されたもの |
| ９ | 建築確認年月日及び延べ面積が分かる書類 | 申請日の３か月以内に発行されたもの |
| 10 | 見積書の写し | 補助対象事業費の明細が分かるもの  有効期限内であるもの |
| 11 | 申請者を含む同居者全員が市税等の滞納がないことを証する書類 | 申請日の３か月以内に発行されたもの |
| 12 | 申請者を含む同居者全員の住民票の写し |  |
| 13 | 本補助金の一切について申請者以外の共有者全員の承諾を得ていることがわかる書類  参考書類２　共有者に係る同意書 | 共有名義の住宅の場合 |
| 14 | 地震に対する安全性が確認できる書類  参考様式３　耐震性能証明書　等 | ※昭和56年５月31日以前に着工した建物の場合 |
| 15 | 他の補助金等に係る申請書の写し | 他の補助金制度を利用する場合 |
| 16 | その他、市長が必要と認める書類 |  |

別表第４（第１２条関係）

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| № | 第１０号様式の添付書類等 | 特記事項 |
| １ | 第１０号様式（別紙１及び別紙２）補助金完了実績報告に係るチェックリスト |  |
| ２ | 第１号様式（別紙２）補助対象事業費の内訳書 | 省エネ基準相当の場合 |
| ３ | 第１号様式（別紙３）補助対象事業費の内訳書 | ZEH水準相当の場合 |
| ４ | 第１０号様式（別紙３）工事写真  　１　施工中の施工箇所の写真  　２　施工後の施工箇所の写真 | 第１号様式（別紙４）現況写真と対応させること |
| ５ | 出荷証明書又は納品書 |  |
| ６ | 請負契約書又は請書の写し |  |
| ７ | 施工業者が発行した補助対象事業費に係る領収書の写し |  |
| ８ | 地震に対する安全性が確認できる書類 | 断熱改修と併せて耐震改修工事を実施した場合 |
| ９ | その他、市長が必要と認める書類 |  |

別表第５（第１４条関係）

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| № | 第１２号様式の添付書類等 | 特記事項 |
| １ | 振込口座の口座番号、口座名義（フリガナ）等が確認できる預金通帳の写し |  |